

報告第 36 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 専決処分年月日 | 令和 7 年 11 月 17 日 |
| 2 | 損害賠償額 | 251,262 円 |
| 3 | 相手方 | 市内在住者 |
| 4 | 事故の概要 | 令和 6 年 12 月 14 日午後 6 時 30 分頃、市内栄町一丁目 1 番 7 号のハルネ小田原荷捌き所において、商業振興課職員が作業中に置いていた空の台車が傾斜により動き、付近に停車していた相手方車両のフロントバンパーに接触し、これを破損させた。 |